

我孫子登山倶楽部会則

昭和 53 年 3 月制定

昭和 56 年 3 月一部改定

昭和 59 年 3 月一部改定

昭和 62 年 3 月一部改定

平成 3 年 3 月一部改定

平成 5 年 3 月一部改定

平成 7 年 3 月一部改定

平成 12 年 3 月一部改定

平成 18 年 3 月一部改定

平成 23 年 3 月一部改定

平成 30 年 3 月一部改定

令和 2 年 3 月 「るびの会」統合のため一部改定

令和 3 年 4 月一部改定

令和 4 年 4 月一部改定

令和 5 年 4 月一部改定

令和 7 年 4 月一部改定

第 1 章 総則

第 1 条 本会是我孫子登山倶楽部会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条 本会は山岳・自然を愛好し、会の活動および運営に参加し得る者を以て組織し、自然に親しむことを目的とする。

2. 会員は登山行為に必要な技術と知識の習得による山行を通して、
会員相互の親睦と人間性の向上を図ることを目的とする。
3. 前項の目的を実現するため、会員はお互いに協調しなければならない。

第 2 章 入退会手続

第 3 条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、通常総会の承認を得なければならない。

2. 承認を受けた会員は、入会金及び年会費を支払い、本会の会則、その他の規約を誠実に履行しなければならない。
3. 会期中での入会希望者が所定の手続きを取り、定例会で入会が認められれば準会員として定例会、山行等に参加できる。
4. 準会員は、入会月の翌月から年度末月間の月割り会費を支払う。
5. 準会員は次の総会で改めて正会員としての入会の承認を必要とする。

第 4 条 退会を希望する者は、会長に退会届を提出して退会することができる。

2. 退会と同時に本会におけるすべての権利、義務は消滅することとし、未経過期間の会費は返戻しない。

第 5 条 会員が第 2 条または第 6 章に規定した会員としての義務を著しく怠ったとき、あるいは会の秩序を著しく乱したとき、様々な対応が取られるも解決に至らなかった場合、会長は当該会員の退会を求め
るため運営委員会の承認後に臨時総会を招集することができる。

第 6 条 会員が勤務先の事情、家庭の事情、病気等の理由により、会の活動を長期に中断しなければならなくなつた場合、会長に申し出て、会長がその会員の復帰の意思を確認した上で「休会扱い」とすることができる。

1. 休会中は、その会員は本会での権利と義務は停止するものとする。
2. 休会中の会員が本会への復帰を希望する場合には、会長に申し出てその承認によって会員に復帰できるものとする。
3. 休会期間は原則 3 年間とする。

第 3 章 役員、組織および運営

第 7 条 本会に以下の役員を置く。役員の任期は原則 2 年とする。但し再選を妨げない。

会長 1 名、副会長 1～2 名、会務委員若干名、リーダー会員相当名、遭難対策委員相当名、会計担当者、会計監査 1 名。

第 8 条 会長は、本会を代表する。

第 9 条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 10 条 委員の分担は、会務、会計とし、それぞれ必要人員を以って充てる。

1. 会務委員は、総会、定例会の企画運営及びホームページ、会報誌「あしあと」の発行(原則メール配信)、新人募集、対外行事の企画推進を行う。
2. 会計委員は、本会における収入及び支出の出納管理に関する全ての事務を行う。

第 11 条 本会に運営委員会、リーダー委員会、遭難対策委員会を設ける。

第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、各分担委員の長、その他を以て構成し、本会の円滑な運営を図り、総会の決定事項を実現することを目的とする。

2. 本会の円滑な運営を図るために必要な規定等は、運営リーダー会議で審議・採択し、定例集会又は総会の承認を経て定めることができる。
3. 運営委員会およびリーダー委員会は、原則として毎月第 1 木曜日に開催する。開催する会の名称は運営リーダー会議とする。

第 13 条 リーダー委員会は、リーダー会員をもって構成し、例会山行の企画、立案とその実施及び準例会山行の審査を行う。

2. リーダー委員会は、過去にリーダーを経験した会員に準リーダーを委嘱することができる。準リーダーが退任を希望する場合は、リーダー委員会に申し出る。
3. 準リーダーは例会山行企画または例会企画を実施する。

第 14 条 遭難対策委員会は相当名で構成し、遭難事故発生時に事故対応する。またリーダー委員会と協力し事故の未然防止を図ることとする。

第 15 条 本会の入会金は 1,000 円、年会費は 6,000 円とする。

2. 年会費の金額に変更ある場合は、総会にて承認を得なければならない。

(2) 山行に参加する会員は、日本山岳救助機構年 (JRO) 会費 2,000 円を支払う

第 16 条 会員本人の死亡時は弔慰金として原則 1 万円を会長名にて支出する。

第 17 条 本会の運営費用は、年会費、寄付金、及び補助金を以って充てる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 3 月初日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

第 19 条 会計監査は、各会計年度の収支決算を監査し、その結果を総会に対して報告する。

第 20 条 本会に以下の帳簿を置く。

(1) 記録簿 (2) 金銭出納簿 (3) 装備管理簿 (4) 山行報告書

2. 帳簿は別途定める「文書管理規定」で管理する

第 4 章 総会 (通常総会、臨時総会) 及び集会

第 21 条 通常総会は本会の最高決定機関であり、毎年 3 月に会長が招集し、次の事案を決定する。

(1) 新入会員の承認に関すること

(2) 会の年間事業運営に関すること

(3) 予算決算に関すること

(4) 会則に関すること

(5) 役員の選出に関すること

(6) その他必要事項に関すること

第 22 条 臨時総会は、5 条の他、会員の過半数の要求あるとき、会長はこれを招集しなければならない。

第 23 条 会員は、総会、定例会に出席しなければならない。やむを得ず総会を欠席する場合には委任状を提出しなければならない。

2. 通常総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成をもって事案を決定する

第 24 条 総会の議長は、各総会でその都度選出され、総会を主宰する。

第 25 条 定例会は総会に次ぐ会事業の決定機関であり、原則として毎月第三土曜日に開催する。

第 5 章 山行

第 26 条 本会の山行として、例会山行及び準例会山行を行う。

1. 期首の年間計画としてリーダー委員会から提出され、リーダー委員会が企画決定する山行を例会山行とする。

2. リーダー会員及びリーダー経験者の発案により企画された山行を行う時、リーダー委員会に山行企画書を提出し、リーダー委員会が承認した時は、これを準例会山行とする。
3. 山行参加者はリーダーの指示に従わねばならない。
4. 山行を行ったリーダーは下山後速やかに副会長又は会長に報告しなければならない。

第 27 条 山行中の事故、遭難は参加者個人の責任とする。

第 28 条 会員が行う個人山行について、本会は一切関知しない。

第 29 条 山行中の遭難、捜索にかかる費用補填のため、会員は本会が指定する「日本山岳救助機構(JRO)」に加入するものとする。

第 6 章 会員の権利と義務

第 30 条 会員は全て平等の権利を有し、義務を負う。

第 31 条 会員は会則等を遵守し、総会、定例会の決議事項を守り、各種委員会の決定に従わねばならない。

第 32 条 会員は原則総会開催日に年会費を納めなければならない。

第 33 条 会員は本会所有の装備を装備委員の許可を得て、利用することができる。

2. 会所有の装備を使用した会員は、終了後速やかに整備点検をしたうえ、原状に復して返還しなければならない。

第 34 条 会員は第 27 条の山行による遭難の救援、捜索に協力しなければならない。

2. 会員は安全登山実現のため、各種トレーニングや講習を進んで受けることとする。

第 7 章 特別基金(遭難対策費用)

第 35 条 遭難事故発生時緊急を要する費用を一時立替え及び支援することを目的として、特別基金を設ける。

- (1) 一時立替金は一事故あたり 100 万円を上限とする。
- (2) 遭難者に個人的負担金が発生した場合は、1 事故当たり、負担金の 7 割又は 50 万円の低い方の金額を支援する。
- (3) 遭難事故発生時の遭難対策本部の設置にかかわる費用をこの特別基金から支出する。

第 36 条 特別基金は会員が、例会山行、準例会山行中での遭難事故を起こした場合に適用し、事故認定は運営委員会に諮り会長が決定する。

第 37 条 基金積立額は上限 200 万円とし、支出があった場合は積立を再開する。

以下の規定を定める

HP活用規定

文書管理規定

山行時の自家用車の使用規定

個人情報保護規定

以上